



Transfer pricing alert January 2017 Minister of Finance Regulation No. 213/PMK.03/2016 2016 年度財務省規定 213 号)

マスター・ファイル (MF) / ローカル・ファイル (LF) / カントリー・バイ・カントリー・レポート (CbCR=国別報告書) を含む移転価格文書に関する新規定の発表

インドネシア財務省より移転価格文書に関連する新たな要請事項が財務省規定第 213 号 (PMK-213) として 2016 年 12 月 30 日付で発行されました。当規定は関連者間取引を行われているインドネシア納税者に対する MF/LF/CbCR の準備も含まれています。以前から予想されていた通り、インドネシアでの MF/LF/CbCR に関する規定は OECD の BEPS 最終報告書—行動計画 13：他国籍企業の企業情報の文書化—の内容に一致するものとなっている。

当新規定は BEPS 行動計画 13 に基づき、文書作成について 3 層のアプローチを導入しており、文書の作成基準及び現地語 (インドネシア語) での文書作成も規定されている。また当規定には文書作成義務を負う者、記載内容、作成期日に関する詳細なガイダンスも記載されている。

当規定は主に移転価格文書に関する要請事項として発行されたものであり、既存の 2010 年国税総局長令第 43 号 (PER-43、2011 年国税総局長令第 32 号=PER-32 にて改定) 等の移転価格関連規定を無効にするものではない。

当冊子では PMK-213 の主な内容を要約し、移転価格文書作成義務を負うインドネシア納税者への要請事項に関する説明を行うものである。

準備する書類の種類

既存の移転価格税制では関連者取引を行う納税者に対し、独立企業の原則に基づく移転価格文書のみを準備する事が要請されていたが、当 PMK-213 では以下の3種類の書類の準備を要請している。

- a. マスターファイル (MF=Master File) ;
- b. ローカル・ファイル (LF=Local File) ; 及び
- c. 国別報告書 (CbCR=Country-by-Country Report) .

上述の文書は現地語 (インドネシア語) で準備する事が要請されている。例外として、ルピア以外の通貨による記帳及び英文での記帳が認められている納税者に対しては英文での準備 (ただしインドネシア語訳を伴う事) が認められている。

以下の表に PMK-213 での要請事項の要約及び納税者の検討点を記載している。

要請事項	検討点
マスター・ファイル(MF)およびローカル・ファイル(LF) (移転価格文書)	
<p>対象:</p> <p>関連者間取引を行う納税者が以下の基準/条件のいずれか一つでも満たす場合には、移転価格文書の準備が要請される。</p>	
項目	数値基準
前年の総所得額 ¹	IDR50,000,000,000 超
前年の有形資産取引額 あるいは、 前年のサービス、ロイヤルティ、利息、その他の取引額	IDR 20,000,000,000 超 IDR 5,000,000,000 超
インドネシアの邦人税率 (25%) よりも低い税率が設定されている国に所在する関連者と取引を行っている	基準額設定無し
<p>また、納税者がグループ会社の親会社² となる場合、当期の連結ベースでの総所得が IDR 11,000,000,000,000 (11兆ルピア)以上の場合にも移転価格文書の準備が求められる。</p> <p>前年の操業期間が12ヶ月を下回る場合、総所得あるいは関連者間取引額を年額に置き換えて判断する事が求められている。</p> <p>ルピア以外の通貨で記帳を行っている場合には課税年度終了時点での財務省が定める税務用換算レートを使用してルピア換算を行い、判断する事とされている。</p> <p>いずれの条件も満たさない納税者はこれらの書類の準備義務を負わないが、行われた関連者間取引に関しては独立企業間の原則が適用される事が当規定では明確に記載されている。</p>	<p>当規定では既存の文書作成義務基準 (同一の関連者との取引金額総額) が総所得、取引の種類、あるいは関連者の所在国に置き換えられている。</p> <p>当規定では国内関連者間取引に関しては何も規定されていない (既存の規定ではいくつかの状況を除き、移転価格の対象とはならない事が明記されている)。</p> <p>基準数値は前年の数値を用いる事とされている。例えば2016年度の移転価格文書の準備要否を判断する際、2015年度の数値にて判断する事となる。</p> <p>納税者は関連者の所在国の法人税率を確認の上で移転価格文書の準備要否を判断する事となる。</p> <p>PMK-213 では総所得基準を用いる事で小・中規模の納税者に対して移転価格文書作成といった管理上の負担を軽減している。</p> <p>しかしながら、当規定ではより多くの取引が移転価格文書の対象となるよう範囲を拡大する事を目的にしている。</p>
<p>同時性</p> <p>移転価格文書は関連者間取引が行われた時点でのデータ、情報に基づいて準備する事とされている。</p> <p>上述のように準備されていない場合、納税者の関連者間取引は独立企業の原則に沿っていないものとみなされる。</p>	<p>期末以降、4か月内に移転価格文書を準備しなければならない事に留意が必要であるとともに、その時点では比較対象物のデータの入手が困難になる事にも留意が必要となる。</p>

¹ 総所得は納税者の事業、主な活動により獲得された金額で、ディスカウント、リベート等の控除を行う前の金額と定義されている。

² 親会社は事業グループを直接あるいは間接的にコントロールする立場にあり、インドネシア会計基準でも連結財務諸表を作成する事が求められている会社と定義されている。

要請事項	検討点
マスター・ファイル(MF)およびローカル・ファイル(LF) (移転価格文書)	
期日 移転価格文書は期末日以降4か月内に準備する事、及び当文書の作成日を記載したステートメント・レターを添付する事が要請されている。当レターには移転価格文書の提供者が署名する事とされている。	短期間での準備が必要。比較対象物のデータの入手が困難になる事にも留意が必要となる。
マスター・ファイルには最低でも以下の項目の記載が求められる <ul style="list-style-type: none"> 株式保有ストラクチャー／チャート、各グループ会社の所在国; 各グループ会社の事業活動内容; グループ会社が保有する無形資産; グループ会社内での財務・金融活動; 及び 親会社の連結財務諸表及び関連者間取引における税務上の取扱い情報 (グループ会社間で APA が締結されている等) ローカル・ファイルには最低でも以下の項目の記載が求められる <ul style="list-style-type: none"> 納税者のステータス及び事業内容; 関連者間取引及び第三者間取引の内容; 独立企業原則の適用; 納税者の財務情報; 価格あるいは利益に影響を及ぼす財務以外の出来事、発生、事実 ローカル・ファイルに関しては相場商品取引に関して、より詳細な情報開示が求められている。 これらに関しては PMK-213 に添付されている様式に詳細な項目が定められている。	マスター・ファイル、ローカル・ファイルの記載項目は概ね BEPS 行動計画 13 に沿ったものとなっている。しかしながら当新规定でのローカル・ファイルの記載要請事項に関しては既存の規定と比較し、より広範なものとされている。納税者は既存の移転価格文書の構成等を見直し、必要な追加記載内容について検討する必要がある。 ローカル・ファイルでは全ての重要な関連者間取引に関するアグリメント／契約書及び財務情報の開示が求められている。 納税者が複数の事業活動を行っている場合、あるいは機能的に異なる複数のキャラクターゼーションを有する場合にはセグメント情報を開示する事が規定されている。
開示要請 納税者は、所定の様式に従ってマスター・ファイルおよびローカル・ファイルの要約を記載したものを年次法人税申告書に添付して提出する事が求められている。当要約には以下の項目に関して納税者の宣言が求められている。 <ul style="list-style-type: none"> マスター・ファイル及びローカル・ファイルには最低限、要請されている事項を開示している事 マスター・ファイルおよびローカル・ファイルの作成日 	要約は既存の規定で求められている法人税申告書の添付用紙(3A/3A-1 及び Forms 3B/3B-1)に追加で要請されるものとなる。 納税者は同添付フォーム及び同要約に記載した内容と移転価格文書の内容が一致するよう留意が必要となる。
移転価格文書の提出 移転価格文書は要請があった場合、既存の法規定に従い一定期間内に税務当局に提出しなければならない。 提出遅延となった場合、当該移転価格文書は考慮されない事となる。また罰則に関しては既存の法規定に従って科される事となる。	税務当局への期間内の提出がより厳格に求められている。 PMK-213 では、税務当局は納税者の法令順守確認等の為、移転価格文書の提出を要求する事が可能とされている。

要請事項	検討点
国別報告書 (“CbCR”)	
<p>対象</p> <p>グループ会社の親会社に該当し、当期の連結ベースでの総所得が IDR 11,000,000,000,000 (11 兆ルピア) 以上の納税者は国別報告書の作成・提出が求められる。</p> <p>親会社が国外に所在する場合、親会社の所在国における状況が以下の場合、インドネシア納税者に国別報告書の提出義務があるとされている：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国別報告書を提出が不要；あるいは • インドネシア国との間で情報交換に関する協定が無い場合；あるいは • 上述の協定が存在するにもかかわらず、国別報告書をインドネシア政府が入手できない場合 	<p>インドネシア納税者がグループ会社の親会社となり、またグループ会社が外国に存在する場合にはインドネシアの納税者にとっては追加の要請事項となる。</p>
<p>同時性</p> <p>国別報告書は課税年度終了時点でのデータ、情報に基づくものとされている。</p>	<p>2016 年度が最初の対象年度となる。</p>
<p>期日</p> <p>国別報告書は課税年度終了時点から 12 ヶ月内に準備する事が求められている。</p>	<p>2016 年度の国別報告書は 2017 年 12 月 31 日までに準備しなければならない (12 月末決算の納税者の場合)</p>
<p>内容</p> <p>国別報告書は PMK-213 に添付されている書式に従って準備する事が求められている。同書式は BEPS 行動計画 13 で定められる書式と同様で以下の情報を記載する事とされている：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国内外の全てのグループ会社に関して、国・地域ごとの所得の配賦、納税額、事業内容 (以下を含む) : <ol style="list-style-type: none"> a. 国あるいは地域名； b. 第三者間取引及び関連者間取引におけるそれぞれの総所得。ただし支払配当とみなされる額は除く； c. 税引前利益 (損失) (営業外収入及び費用も含む)； d. 源泉、徴収、自己申告にて納付した所得税額； e. 損益計算書にて報告されている法人税額 (税効果会計による繰延税金は除く) ； f. 資本金額。PE (恒久的施設) は、所在国の要請により PE の資本金額を定めている場合を除いて本店の資本金額； g. 剰余金。PE の場合は本店の剰余金； h. 正社員数；及び i. 現金及び現金と同等物を除く有形資産の簿価。PE の場合は PE 所在国に存在する有形資産の簿価 2. グループ会社リスト及び国あるいは地域ごとの主な事業活動内容 (以下を含む) : <ol style="list-style-type: none"> a. 各地域の会社名； b. 主要事業活動内容 3. 所定の書式への記載時に使用した上述の情報を含む国別報告書の作業書及びグループ会社の納税者番号。 <p>国税総局 (DGT) からの国別報告書作成に関する実務指針の発行が期待されている。</p>	<p>国別報告書の書式は BEPS 行動計画 13 に沿ったものであり、多くの国でも採用されているものである。しかしながら、国別報告書の一部として、追加で作業書の提出も求められている。</p>

要請事項	検討点
国別報告書 (“CbCR”)	
提出期限 最初の対象年度となる 2016 年度の国別報告書は翌年度（2017 年度）の年次法人税申告書に添付して提出する事となる。	上述で対象となる納税者のみに手出義務がある。

終わりに

当新规定は OECD の BEPS プロジェクトに対するインドネシア国の参加が反映されており、グローバル・ベースでの移転価格の統一性に寄与するものである。当新规定は納税者の移転価格文書の品質を向上し、透明性を高める事を意図したものである。マスター・ファイル、ローカル・ファイルに関しては課税年度終了後、4 か月以内という非常に短期間で準備が要請されている事から、納税者も厳格に移転価格を管理していく必要がある。当新规定で要請されている内容に対し、納税者がより積極的にマスター・ファイル及びローカル・ファイルの準備に必要となる情報の確保に努める事となる。

新规定の順守に必要な情報の入手には、納税者のみでは入手不可の情報がある為、納税者及びグループ会社の努力が必要となる。またこの事により、マスター・ファイル、ローカル・ファイル、国別報告書及び関連者間取引情報に渡って、開示される情報の統一性を高める事になるでしょう。

移転価格ポリシーをより強固なものとする為、これを機会に既存の移転価格ポリシーについての見直し、再検討を行い、移転価格上の問題点に対してより積極的に管理していかれる事を納税者に薦めるものである。



Contact Persons

Questions concerning any of the subjects or issues contained in this newsletter should be directed to your usual contact in our firm, or any of the following individuals:

Roy David Kiantiong	National Transfer Pricing Leader	rkiantiong@deloitte.com
Balim	Tax Director	bbalim@deloitte.com
Shivaji Das	Technical Advisor	shivdas@deloitte.com
Amit Sharma	Technical Advisor	asharma2@deloitte.com
Eddy Ivan Utama	Senior Manager	eutama@deloitte.com

You may also get in touch with your usual contact in our firm, or any of the following individuals:

Melisa Himawan	Tax Managing Partner	mehimawan@deloitte.com
Cindy Sukiman	Tax Partner	csukiman@deloitte.com
Dionisius Damijanto	Tax Partner	ddamijanto@deloitte.com
Heru Supriyanto	Tax Partner	hsupriyanto@deloitte.com
Irene Atmawijaya	Tax Partner	iatmawijaya@deloitte.com
John Lauwrenz	Tax Partner	jlauwrenz@deloitte.com
Turmanto	Tax Partner	tturmanto@deloitte.com
Yan Hardyana	Tax Partner	yhardyana@deloitte.com
Koji Sugimoto	Technical Advisor	kojisugimoto@deloitte.com

Deloitte Tax Solutions

The Plaza Office Tower, 32nd Floor

Jl. M.H. Thamrin Kav 28-30

Jakarta 10350, Indonesia

Tel: +62 21 2992 3100

Fax: +62 21 2992 8303

Email: iddttl@deloitte.com

www.deloitte.com/id

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte's more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters. Deloitte serves 4 out of 5 Fortune Global 500® companies.

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 270 partners and over 7,300 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

About Deloitte Indonesia

In Indonesia, services are provided by Deloitte Tax Solutions.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, any of its member firms, or any of the foregoing's affiliates (collectively the "Deloitte Network") are, by means of this publication, rendering accounting, business, financial, investment, legal, tax, or other professional advice or services. This publication is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your finances or your business. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2017 Deloitte Tax Solutions